

次期経営ビジョン及び中期経営プラン  
版下作成等業務の委託に関する仕様書

京都市上下水道局総務部経営企画課

## 1 委託業務名

次期経営ビジョン及び中期経営プラン版下作成等業務

## 2 委託業務内容

次期経営ビジョン及び中期経営プランに係る次の冊子について、当局が提供する電子データ等を基に、版下作成、冊子印刷等を行う。

- (1) 次期経営ビジョン 本冊
- (2) 次期中期経営プラン 本冊
- (3) 次期経営ビジョン・中期経営プラン 概要版

## 3 委託期間

契約締結の日から平成30年3月31日まで

## 4 成果物

以下の要件をすべて満たすか、同等以上のものを京都市上下水道局総務部経営企画課に提出すること。

- (1) 次期経営ビジョン 本冊 2,000部  
A4版, 約100ページ, フルカラー, 無線綴じ, マットコート紙90kg
- (2) 次期中期経営プラン 本冊 2,000部  
A4版, 約100ページ, フルカラー, 無線綴じ, マットコート紙90kg
- (3) 次期経営ビジョン・中期経営プラン概要版 8,000部  
A4版, 観音折り(8ページ), フルカラー, マットコート紙90kg
- (4) 上記(1)~(3)に係る電子データ一式

## 5 著作権等の取扱い

- (1) 本契約による成果物についての全ての著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、委託料の完済により当局に移転する。
- (2) 受託事業者は、当局が成果物を使用するに当たり、その利用様態に応じて、サイズや色調等の変更又は一部を切り取ることをあらかじめ承諾する。
- (3) 当局は、成果物を使用するに当たって、受託事業者の表示をすることを要しない。
- (4) (2)及び(3)のほか、受託事業者は、成果物について、著作者人格権を行使しないものとする。
- (5) 受託事業者は、本業務の実施に当たり、イラストその他の著作物を使用する場合は、当該著作物に係る著作権、肖像権その他の権利を有する者に対し、著作物を当局が無償で使用する旨の承諾を受託事業者の責任と負担において得るものとする。
- (6) (5)において当局が著作物を使用することができる期間は無期限とするものとする。やむを得ず当該期間に期限を設定する場合は、事前に当局の承諾を得るものとする。
- (7) 受託事業者は、成果物について、第三者の著作権、肖像権その他の権利を侵害するこ

とがないよう業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していないことを当局に保証するものとする。万一成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる紛争等の問題については、全て受託事業者の責任と負担において処理するものとする。

- (8) 受託事業者は、成果物に関する著作権について、納品前に第三者にこれを譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、又は商標・意匠の出願・登録手続等を行わないものとする。

## 6 その他

- (1) 受託事業者は、履行期限内において円滑に事務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。
- (2) 受託事業者は、図表・イラスト等についても適宜作成し、版下作成に当たっては、複数の案を提示するとともに、それぞれの修正に応じること。
- (3) 作成に当たっては、以下の点に留意すること。
- ア 見出し、表題などのデザインやレイアウトを工夫し、読みやすいものにすること。
- イ 図表・イラスト等を効果的に使用し、市民にとって分かりやすい構成にすること。
- (4) 文字校正及び色校正については、各3回以上行うこと。
- (5) 文字校正及び色校正後の訂正等についても、速やかに対応すること。
- (6) 成果物について、瑕疵が見つかった場合は保証すること。また、当該履行に要する費用を負担すること。
- (7) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、当局と協議し、その決定に従うこと。